会　議　録

<table>
<tr><td>会　　議　　名</td><td colspan="5">令和６年度第３回東松山市介護保険運営協議会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開　催　日　時</td><td colspan="2" rowspan="2">令和７年３月 27 日（木）</td><td>開会</td><td colspan="2">14 時 00 分</td></tr>
<tr><td>閉会</td><td colspan="2">15 時 30 分</td></tr>
<tr><td>開　催　場　所</td><td colspan="5">東松山市本庁舎３階　全員協議会室</td></tr>
<tr><td>会　議　次　第</td><td colspan="5">1　開　会
2　議　事
（１）　地域密着型サービス事業者の指定について
（２）　介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託先事業所の承認について
（３）　東松山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
（４）令和７年度地域包括支援センター事業計画等について

3　その他
4　閉　会</td></tr>
<tr><td>公開・非公開の別</td><td colspan="2">公開</td><td>傍　聴　者　数</td><td colspan="2">１人</td></tr>
<tr><td>非公開の理由
(非公開の場合)</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">委員出欠席状況</td><td>会　長</td><td>稲葉　一洋</td><td>出</td><td>委　員</td><td>加藤　美千代</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>辻　守史</td><td>出</td><td>委　員</td><td>武田　耕典</td><td>欠</td></tr>
<tr><td>職務代理者</td><td>奥村　一彦</td><td>出</td><td>委　員</td><td>池田　寛之</td><td>欠</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>坂田　雅則</td><td>欠</td><td>委　員</td><td>山田　昭彦</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>美細津　綾</td><td>出</td><td>委　員</td><td>富井　芳己</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>大木　英生</td><td>出</td><td>委　員</td><td>須藤　博一</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>成田　浩一</td><td>欠</td><td>委　員</td><td>金子　一成</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>中里　礼子</td><td>出</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">事　　務　　局</td><td colspan="3">健康福祉部部長　田嶋靖洋</td><td colspan="2">健康福祉部次長　山口勉</td></tr>
<tr><td colspan="3">高齢介護課長　左納徹</td><td colspan="2">高齢介護課包括ケア推進室長　守谷信行</td></tr>
<tr><td colspan="3">高齢介護課副課長　小林真樹</td><td colspan="2">高齢介護課主査　望月真由美</td></tr>
<tr><td colspan="3">高齢介護課主査　小島康洋</td><td colspan="2">高齢介護課主査　小山真理子</td></tr>
</table>

次　第	顛　　末
1　開　会	左納課長
2　議　事	**(1) 地域密着型サービス事業者の指定について** ○事務局：小山主査 　資料１について説明 ○稲葉会長 　ありがとうございました。地域密着型のサービス事業者の指定・廃止についてですが、すでに更新日、廃止日は過ぎておりますが、この協議会においては、事後報告という形で行われておりますので、事後承認を求めるものとなります。このことについて、質問、ご意見等はありますでしょうか。 ○須藤委員 　サービス事業者の指定や廃止とのことですが、資料１の２ページの指定廃止の市外にある事業所の件ですが、東松山市の方が利用をされていて、その人が他の施設を移ったので、東松山市としては指定を外すということなのでしょうか。それとその逆で、１ページの市内密着型サービス事業所等の指定更新についてですが、東松山市以外の方ばかりが利用することになってしまった場合にはどうなってしまうのでしょうか。 ○事務局：小山主査 　まず、指定廃止となった熊谷市にある　もみリハの家万吉ですが、委員のおっしゃる通り、東松山市の利用者の方がいなくなったため、東松山市の指定を廃止したということで、事業所そのものがなくなったわけではございません。今後、その市外の地域密着型の施設を利用したいという申し出があった際は、その施設のある市町村と当市で協議を行い、認められた場合には、当市の被保険者が市外の施設を利用することができるようになります。指定更新についてですが、地域密着型サービスは、所在地にある市町村の被保険者のために設置される事業所となりますので、その市町村以外の方が利用するには少しハードルがあがることになります。当市の場合では、どうしてもそこに通わなければならない理由をお住いの市町村から協議書という形で提出をしてもらいます。その内容がそこの施設でなければならないと認められれば、指定の許可をしております。また、利用者全てが市外の方とならないように、利用者の定員に対して、市外の方の利用は全体の何パーセントという形でルールを定めておりますので、それを超えて市外の方が利用するということはありません。 ○稲葉会長 　ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。ないようですので、事後承認という形をとらせていただきます。 ○委員

	異議なしの声 ○稲葉会長 それでは、2つ目の議題に移らせていただきたいと思います。 **（2）　介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託先事業所の承認について** ○事務局：望月主査 資料2を説明 ※１ページ１３行目「①②の事業所ともに」の文言を削除する旨を説明 ○稲葉会長 ありがとうございました。この件につきましては、介護予防ケアマネジメントを行う事業所を事後になりますが、追加で承認したいというものです。この件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。 ○委員 特になしの声 ○稲葉会長 特になしとの声をいただきましたので、事後承認とさせていただきたいと思います。それでは、3つ目の議題に移らせていただきたいと思います。 **（3）　東松山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について** 事務局：小山主査 資料3を説明 ○稲葉会長 ありがとうございました。説明の中で、議会の中で承認はすでに得られているが、当審議会の中でも承認が必要であるとの内容でした。改正点は、１のアとイの2点であるとの説明です。人材確保が困難を理由としての改正とのことです。ご意見、ご質問等はございますでしょうか。 ○山田委員 条例改正については、すでに議会の議決を経ているとのことですが、運協において、その承認を得るとのこと、議決を経ている内容についての施行期日はいつになるのかを教えてください。

	○小林副課長 　議会の議決を経ておりますので、承認案件ではなく報告案件となります。説明を修正させていただきます。施行期日については令和７年４月１日です。 ○稲葉会長 　来年度４月１日から施行されるとのことです。これは承認案件ではなく、報告案件に変更とのことです。その点を踏まえて、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。 ○須藤委員 第５条で、第１号被保険者の数が 3,000 人以上 6,000 人未満と説明がありましたが、東松山市の各包括の対象となる被保険者数を伺わせてください。 ○小山主査 令和６年 11 月 30 日現在の人口統計によりますと、包括支援センターごとの高齢者数ですが、総合福祉エリアが 6,871 人、東松山ホームが 4,852 人、年輪ホームが 4,889 人、わかばの丘が 5,587 人、アースサポートが 5,197 人、以上のようになっています。 ○稲葉会長 他にございますでしょうか。 ○奥村委員 先ほどの説明の中の（１）イについてですが、複数のセンター全体で必要な員数を満たすならば、複数のセンターを１つの単位とし、各センターにおいて必ずしも３職種全ての職員を配置しなくてもよいこととするものとありますが、イメージが湧かないので、もう少し具体的な説明をお願いします。 ○小山主査 包括支援センターで、３職種の人員確保ができず、職種が２人しかいないということになった場合、人員基準では、本来３人いなければならないところ、１人満たさないことになります。そのような状況になった場合、別の包括支援センターで人員を確保していて職種も全て配置しているということであれば、満たしている包括と足りない包括で、お互いを補完するような形で、事業を行うことができるというものです。複数の圏域の高齢者数を合算して高齢者人口に応じて３職種が配置されれば配置基準を満たすことになります。 ○山口次長 補足になりますが、当市の場合だと地域包括支援センターはそれぞれ別々の法人が運営をしております。今申し上げた運営は、国が法律を変え、市は条例を変えましたが、人員のやり取りというのはなかなか難しいと思いますので、基本的に

	は同一法人の地域包括支援センターが市内で複数の地区を担当しているような状況でないと実際の運用は難しいと考えております。 ○稲葉会長 当然、市ではそういうことも踏まえて条例改正を行い、人員配置ができるということで、改正をされているということだと思います。先ほど次長から説明があった通り、同一法人であれば、職員のやり取りは可能ではないかと想定をしているということです。 ○大木委員 同一法人でないと職員のやり取りが難しいとの説明ですが、現状市内の地域包括支援センターは同一法人ではないので、変わらないということでしょうか。 ○小林副課長 例えば、川越市や所沢市などでは、同一法人が複数の担当地区の地域包括支援センターを担っているようです。A 地区の地域包括支援センターで職員が不足している際に、B 地区の同一法人の地域包括支援センターで職員を賄うような運用が可能であるということです。当市の場合、同一法人の地域包括支援センターがないので、別法人で職員のやり取りをすることは難しいと思われますので、今の状況だと条例改正をした内容の運用を行うことは難しいのではないかと考えています。包括支援センターは毎年委託という形で更新をしています。将来、同一法人の事業者に委託を行うようなことがあれば、今回の改正内容の適用することができるのではないかと考えています。 **○稲葉会長** 現状は、直営１か所、委託地域包括支援センターが５か所あるかと思いますが、アとイは分けて考えた方がわかりやすいと思います。人材確保が難しい状況もあるので、今後のこともにらんで条例改正をしなければならないと思います。 ４月から３職種がそろわないような包括支援センターだったり、常勤換算しなければならないような状況の包括支援センターがあるのかなど当市の現状を教えてください。 **○望月主査** 各地域包括支援センターの配置職員につきまして、現時点で３職種がそろっていない地域包括ですが、今年度の途中からアースサポート東松山地域包括支援センターが不足している旨の報告を受けております。事業所側で、不足している主任介護支援専門員の募集の実施や内部での配置換えなども検討していただいておりまして、人員の計画についても提出いただく予定となっています。来年度早々には配置していただけると見込んでおります。

	加えて、東松山ホーム地域包括支援センターより、２月から保健師が産休により勤務ができない状況であるとの報告を受けたため、事業所には人員を満たすよう計画の提出を依頼しています。 ○稲葉会長 　ありがとうございました。この件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。 ○委員 特になしの声 ○稲葉会長 　この件については報告案件であるため、ご質問、ご意見がなければ４つ目の議題に移らせていただきたいと思います。 **（４）　令和７年度地域包括支援センター事業計画等について** 事務局：望月主査 資料４を説明 ○稲葉会長 ありがとうございました。来年度の地域包括支援センターの事業計画と委託先について説明がありました。この件について承認をいただきたいとのことですが、ご意見、ご質問などはありますでしょうか。 ○須藤委員 認知症地域支援推進員とありましたが、その推進員の方は、社協に勤めているなどの知識のある方なのか、それとも講習を受けることで、なることができる方なのか、認知症サポーターとの違いなどを教えてください。 ○望月主査 認知症地域支援推進員とは、地域で認知症の疑いがある方を関係する機関につなげる役割を担うなど地域の実情に応じて様々な支援を行っています。当市では地域包括支援センターの職員の方に兼務をしていただいています。認知症サポーターは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を支えることを目的としており、市で実施するサポーター養成講座を受講していただくと認知症サポーターになることができます。 ○須藤委員 認知症サポーターというのは、日常生活の中で認知機能が落ちた方を見つけた際に支援をするという方と認識をしておりますが、特に認知症地域支援推進員との

	つながりはないということでしょうか。 〇望月主査 認知症サポーターは、地域の見守り役として市民の方になっていただいております。普段の見守りの中から気づいたことなどを認知症地域支援推進員へ相談や情報提供を行うことなどもあるかと思いますので、まったく関わりがないということにはなりません。 〇須藤委員 認知症サポーターは、地域の中で気が付いたことを、地域の包括に相談をして、支援につなげるということで、つなげるという役割でよろしいでしょうか。 〇望月主査 おっしゃるとおりです。認知症サポーターの方が地域の見守りの中で気づいたことを認知症地域支援推進員につなげることで、連携がはかれたり、認知症の方の支援につながっていくと考えています。 〇大木委員 資料３についてですが、来年度からということでよろしいでしょうか。 資料４の２つ目の段落の中で、センター職員が常勤専従という文言がありますが関連性はどうなっていますでしょうか。 〇望月主査 条例改正の中で常勤換算は可能としていますが、基本的に市民サービスの観点では常勤専従が望ましいと考えおります。文言の齟齬は多少感じられるかと思いますが、常勤専従でなるべくそろえていただくということで考えていることに変わりはありません。 〇大木委員 常勤専従を望みながら、常勤換算も可ということですね。 〇稲葉会長 職員の質を確保しながら、常勤換算の考え方を取り入れるということだと思います。 他にご質問などはありますでしょうか。ないようでしたら、来年度の地域包括支援センターの事業計画と委託先については承認という形でよろしいでしょうか。 （異議なしの声） 〇稲葉会長 ありがとうございます。次第の４その他に移りますが、委員の皆様から何かござ

	いますでしょうか。 ○中里委員 ただいま来年度の地域包括支援センターの事業計画が皆様から承認をいただき、４月以降、包括支援センターの職員が実行をしていきます。今後とも、毎回この会議で皆様に地域包括支援センターの活動やご協力をいただき、大変感謝しております。来年度も引き続き、ご意見をいただきながら、地域包括支援センターの活動を頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 ○稲葉会長 　さて、以上をもちまして本日の議事はすべて終わりましたので、進行を事務局にお返しします。
３　　その他	○事務局：左納課長 　稲葉会長、長時間にわたりましてありがとうございました。 　続きまして次第の４「その他」でございますが、委員の皆様から何かございますか。ないようですので、事務局から連絡事項を申し上げます。 ○小山主査 議題には上げておりませんが、１点報告をさせていただきます。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、３月議会に上程し、承認をされています。先ほどご説明をした地域包括の条例と同様に議会にはかったものですが、条例の内容は、指定地域密着型介護老人福祉施設に他の介護事業所を併設する場合において、当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときに当該事業所に配置しないことができる職種に、生活相談員、栄養士、又は機能訓練士が規定されていました、今回改めて管理栄養士を加えるものとなります。条例の内容が大きく変わるものではなく、栄養士法において、令和７年４月からの管理栄養士の受験資格に栄養士の免許を持たない方にも受験資格が適用されるようになったため、管理栄養士を追加することになりました。本市の地域密着型の老人福祉施設として、地域密着型特別養護老人ホームとして１つ対象となる事業者がありますが、この事業所では栄養士を配置しているため、この改正の影響はございません。なお施行期日は令和７年４月１日となっています。 ○事務局：小林副課長 　お手元にお配りしております「意見票」ですが、この会議の中で発言できなかった事や、お帰りになってから感じた事等につきまして、ご意見等ございましたら、４月３日（木曜日）までに、事務局へ郵送または FAX 等 にてご提出いただきたいと存じます。次回の会議で報告させていただきます。 　なお、意見票の提出期限で令和９年と記載をしておりますが、正しくは令和７年の誤りです。訂正させていただきます。

9　　閉会	○事務局：左納課長 　最後に健康福祉部長の田嶋より閉会にあたりましての御礼のご挨拶をさせていただきます。 ○事務局：田嶋部長 ・閉会のあいさつ

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和７年４月25日　　署名委員　　山田　昭彦

署名委員　　富井　芳己